

山梨県公報

号外第四十号

平成十九年

五月十一日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………
山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………

条例のあらまし

- 1 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(新行政システム課) 政策秘書室の政策立案及び総合調整の機能を強化したことに伴い、室の名称を知事政策室に改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 1 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(議会) 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十八号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一号中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十九号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「政策秘書室」を「知事政策室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番